

# 指定訪問介護 重要事項説明書

## 社会福祉法人可児市社会福祉協議会

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(岐阜県指令中福第58号の16)

当事業所は利用者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の体制.....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. 虐待防止について.....	7
7. サービスの利用に関する留意事項.....	7
8. 苦情の受けつけについて.....	10
9. 事故発生時の対応について.....	10
10. 緊急時の対応.....	10



## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 可児市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 岐阜県可児市今渡682番地1
- (3) 電話番号 0574-62-1555
- (4) 代表者氏名 会長 奥村 啓明
- (5) 設立年月 昭和52年5月2日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類  
指定訪問介護事業所  
平成11年11月12日指定(旧)  
平成14年4月1日指定(現) 2173100013
- (2) 事業の目的  
介護保険法に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 可児市社会福祉協議会
- (4) 事業所の所在地 岐阜県可児市今渡682番地1
- (5) 電話番号 0574-62-1555
- (6) 管理者 高橋 文男
- (7) 当事業所の運営方針
  - 1. ご利用者に、住み慣れた家で安心して暮らしていただくために、専門的な知識と技術をもって誠心誠意心をこめたサービスを提供します。
  - 2. 地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスに努めます。
- (8) 開設年月 平成12年4月1日
- (9) 事業所が行っている他の業務  
当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。  
「可児市介護予防・日常生活支援総合事業 訪問介護相当サービス」  
「障がい福祉サービス事業」等

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 可児市内
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年末年始(12月29日から1月3日)を除き 年中無休
受付時間	月～金 午前8時30分～午後5時15分
サービス提供時間帯	午前7時～午後10時

#### 4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護サービス及び指定介護予防訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

R6.6.1 現在

職種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 管理者	1		管理に関すること
2. サービス提供責任者	2	1	サービス提供に関する調整等
3. 訪問介護員	2	13	訪問介護の実務
(1) 介護福祉士	1	8	
(2) 介護職員初任者研修修了者	1	5	

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

〈サービスの概要〉

☆ 利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

##### ① 身体介護

- 入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。
- 排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事の介助を行います。
- 体位の変換を行います。
- 通院の介助を行います。

##### ② 生活援助

- 利用者の食事の用意を行います。（家族の調理は行いません。）
- 利用者の衣類等の洗濯を行います。（家族の洗濯は行いません。）
- 利用者の居室の掃除を行います。（利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）
- 利用者の日常生活に必要となる物品の買物を行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

(2) 介護保険の給付の対象となるサービスの利用料金（契約書第8条参照）

＜サービス利用料金＞

平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

	時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上（30分増す毎に）
身体介護	利用料金	1,664円	2,491円	3,951円	5,789円	837円を加算
	自己負担額 （1割の場合）	167円	250円	396円	579円	84円を加算
生活援助	時間	20分以上 45分未満	45分以上			
	利用料金	1,827円	2,246円			
	自己負担額 （1割の場合）	183円	225円			

☆ 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に、引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったときの料金は次の通りです。

時間	20分以上 45分未満	45分以上 70分未満	70分以上
利用料金	663円	1,327円	1,990円
自己負担額 （1割の場合）	67円	133円	199円

☆ 自己負担額は、所得に応じ保険対象分の費用総額の1割から3割の額となります。

☆ 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。

☆ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前5時から8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前5時まで）：50%

☆ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合\*は、利用者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

\* 2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

◇ 特定事業所加算

当事業所は実務経験がある介護福祉士を5名以上有し、特定事業所加算Ⅱの要件を満たしています。前述の利用料金に10%の加算を行います。

◇ 初回加算

新規作成した訪問介護計画に対し初回と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員に同行訪問した場合。（過去2ヶ月間に当事業所からサービスの提供を受けていない場合を含む）

初回月 2,000 円（自己負担額 1 割の場合 200 円）が加算されます。

◇ 緊急時訪問介護加算

利用者等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を緊急に行った場合。1回 1,000 円（自己負担額 1 割の場合 100 円）が加算されます。

◇ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)

利用料金×18.2% が加算されます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。（特定事業所加算Ⅱ 10%が加算されます。）

身体介護	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎)
	1,664円	2,491円	3,951円	5,789円	837円を初算
生活援助	20分以上45分未満		45分以上		
	1,827円		2,246円		

☆ 平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを利用する場合には、次の割合で料金が加算されます。

- ・夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%
- ・早朝（午前 5 時から 8 時まで）：25%
- ・深夜（午後 10 時から午前 5 時まで）：50%

② その他のサービス <介護保険対象外サービス>

	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎)
利用料金	1,800円	2,500円	3,750円	1,250円

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事業者は利用者に対して、2か月前までに、変更の内容と変更する事由についてご説明します。

(3) 交通費（契約書第 8 条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第 8 条参照）

前記（1）（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求します。翌月 27 日にご指定の金融機関から引き落としさせていただきます。

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第 9 条参照）

- 利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日利用料金の 10%（自己負担相当額）

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6. 虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置し、適正化のための定期的な委員会を開催します。また、訪問介護員に対し、周知徹底と定期的な研修を実施するものとします。

身体拘束においては、緊急やむを得ない場合を除き行動を制限する行為を行いません。緊急やむを得ない場合は、利用者及び家族の署名・捺印をもらった上で、期間等を決めて行い、必ず利用者の状態等詳細を記録するものとします。

## 7. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

### (2) 訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

#### ① 利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

#### ② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は利用者等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

### (3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

#### ① 定められた業務以外の禁止

利用者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

#### ② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

#### ③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

### (4) サービス内容の変更（契約書第10条参照）

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第 14 条参照）

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 医療行為</li><li>② 利用者等からの金銭又は物品の授受</li><li>③ 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供</li><li>④ 飲酒及び喫煙</li><li>⑤ 利用者等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動</li><li>⑥ 利用者等に行う迷惑行為</li></ul> |
|--|

(6) サービス提供責任者

サービス提供責任者は、利用者からのサービス利用申込みに関する調整や訪問介護計画の作成などをはじめ、次のような業務を担当します。利用にあたって疑問点やご心配な点、サービス内容を変更したい時には、サービス提供責任者にお気軽にお尋ねください。（担当の訪問介護員に直接お話しくださってもかまいません。）

<サービス提供責任者の業務>

- ① 訪問介護サービスの利用の申込みに関する調整
- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ③ 居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議への出席など）
- ④ 訪問介護員への援助目標、援助内容に関する指示
- ⑤ 訪問介護員の業務の実施状況の把握
- ⑥ 訪問介護員の業務管理
- ⑦ 訪問介護員の研修、技術指導
- ⑧ その他サービスの内容の管理について必要な業務

(7) ハラスメントについて

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

①本契約において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為。
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

上記は、当該法人職員、利用者及びそのご家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、再発防止会議等により、同時案が発生しな



い為の再発防止策を検討します。

- ③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

(8) 感染症の予防及びまん延防止のための対策について

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。また、新たな感染症発生時に対しては、業務継続計画に基づいて対応します。

(9) 業務継続に向けた取り組みについて

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(10) 天災等不可抗力について

契約の有効期間中、大雪・大雨・強風等悪天候や地震・噴火等の天災、その他事業所の責めに帰すからざる事由により、本サービスの実施ができなくなった場合には、利用者及び家族に緊急に連絡し、訪問時間・支援内容等の変更あるいは、訪問の中止・延期等の相談をします。いずれの場合も利用者及び家族の意向に沿うよう対応しますが、状況によって上記サービスの実施が困難な場合は、当事業所は本サービスを提供すべき義務を負わないものとします。

## 8・苦情の受付について（契約書第23条参照）

### （1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情管理者 事務局長 坂崎 正英
  - 苦情受付窓口 訪問介護係長 高橋 文男
  - 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
- 電話番号 0574-62-1555  
FAX 0574-62-5342

### （2）行政機関その他苦情受付機関

可児市役所介護保健課 介護事業者係	所在地 可児市広見1丁目1番地 電話番号 0574-62-1111 FAX 0574-60-4616 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保健課苦情対応係	所在地 岐阜市下奈良2丁目2番地1号 岐阜県福祉農業会館内 電話番号 058-275-9826 FAX 058-275-7635 受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時
岐阜県運営適正化委員会	所在地 岐阜市下奈良2丁目2番地1号 岐阜県福祉農業会館内 電話番号 058-278-5136 FAX 058-275-5137 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

## 9. 事故発生時の対応について

1. 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
2. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
3. 利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

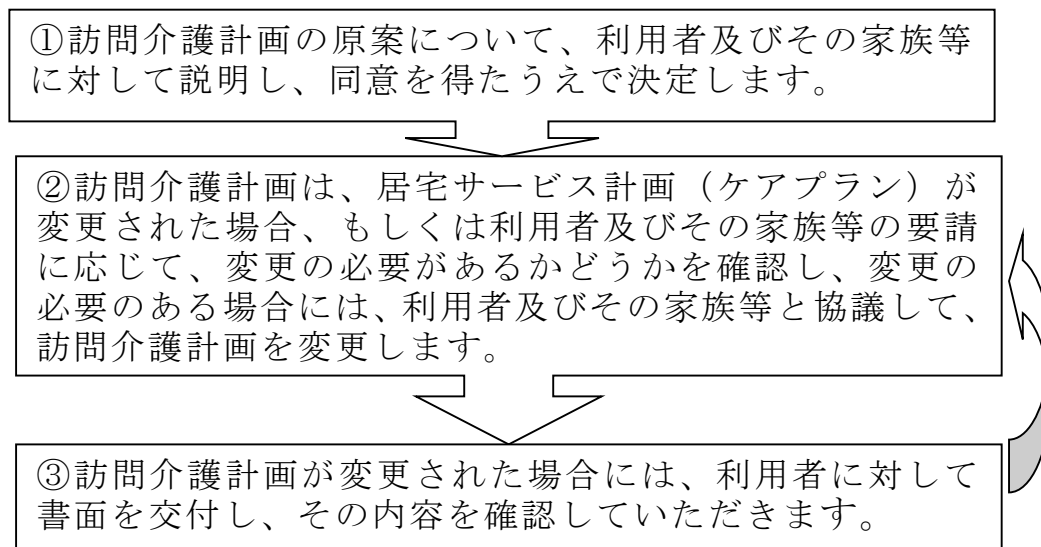
## 10. 緊急時の対応

訪問介護員は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告を行います。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) 利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



(2) 利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

#### ①要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 訪問介護計画を作成し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

↓

**居宅サービス計画(ケアプラン)の作成**

↓

- 作成された居宅サービス計画に沿って、訪問介護計画を変更し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金(自己負担額)をお支払いいただきます。

## ②要介護認定を受けていない場合

1. 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
2. 訪問介護計画を作成し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
3. 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。(償還払い)

要介護と認定された場合

1. 居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて居宅介護支援事業者の紹介を行います。

居宅介護サービス計画の作成

1. 作成された居宅サービス計画に沿って、訪問介護計画を変更し、それに基づき、利用者にサービスを提供します。
2. 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

要支援と認定された人

1. 本契約は終了します。
2. 地域包括支援センター（介護予防支援事業者）への紹介を行います。

介護予防サービス計画の作成

1. 本事業所の介護予防訪問介護サービスが介護予防サービス計画に位置づけられた場合には、介護予防訪問介護サービスについて、料金やサービス内容についてご説明し、同意いただいた場合には介護予防訪問介護サービスの提供について改めて契約を締結します。
2. 作成された介護予防サービス計画に沿って、介護予防訪問計画を作成し、それに基づき、利用者に介護予防サービスを提供します。

自立と認定された人

1. 契約は終了します。
2. 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

## 2. サービス提供における事業者の義務（契約書第 12 条、第 13 条参照）

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたり次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、利用者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③ サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者等の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ サービス実施時に、利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥ 事業者及び訪問介護員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
  - ・ ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
  - ・ サービス担当者会議など、利用者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

## 3. 損害賠償について（契約書第 15 条、第 16 条参照）

事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

## 4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 18 条参照）

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定又は要支援認定により利用者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を

閉鎖した場合

- ④ 事業所の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 19 条、第 20 条参照）

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書を提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院された場合
- ③ 利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- ④ 事業者もしくは訪問介護員が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくは訪問介護員が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくは訪問介護員が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等傷つけた場合又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 21 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により、事業者又は訪問介護員の生命・身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 18 条参照）

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

私は指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項説明書の説明を行いました。

事業者住所 岐阜県可児市今渡 682 番地 1

事業者 社会福祉法人 可児市社会福祉協議会

代表者氏名 会長 奥村 啓明 印

管理者 高橋 文男

説明者 可児市社会福祉協議会ホームヘルパー  
氏名 印

私（利用者並びにその家族）は、本書面に基づいて事業者から重要事項説明書の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意するとともに、可児市社会福祉協議会と訪問介護員が、サービス担当者会議や主治医・関連機関等との連絡調整を行うために、業務上知り得た私並びに私の家族等の個人情報を、必要最低限の範囲で使用することに同意し、署名捺印します。

利用者住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 \_\_\_\_\_

署名代行者住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 \_\_\_\_\_

利用者との続柄 \_\_\_\_\_